

「刑法」

〈60分〉

(注意:解答はすべて解答用紙に記入すること。)

甲の長男Aは、平成19年1月21日(日曜日、天気快晴)の午前9時過ぎころ、友人Bより呼出を受けて自宅より外出し、間もなく警察官の保護を受けて帰宅したものの、同日午前10時ころ、再びBより電話で、呼出を受けた。Aに替わって電話に出た甲は、Bに対し「頼むから、もう息子を許してやって下さい。」と答えたが、Bから「お前の家に行くから待っている。」との返事を受けた。甲はどうしたらいいのか、途方に暮れたが、Aは甲に対し「僕は外で様子を窺うから、もし僕が叫んだら、110番に電話して。」と言うなり、自転車のチェーンを持って甲宅前の路上に出た。甲は自宅内の電話機の前で待機し、Aが戸外で見張りをしているうち、同日午前10時20分ころ、Bがピンク色をした透明のプラスチック製水鉄砲を携帯し、自転車で甲方主屋西側の自動車の車庫前の道路上に進行してきたので、これを発見したAは、Bに対し、機先を制して所携の自転車チェーンでBを2、3回殴りつけて攻撃した。しかし、Aは結局Bに追いつめられて悲鳴をあげたので、この悲鳴を聞いた甲はとっさに、「110番より息子の救助だ。」と思い直し、戸外に飛び出したところ、自宅直前の路上において同所より5メートル先の場所でBがAに対峙して、右手に上記の水鉄砲を持ち、それをAに向けながら立っていた。その様子を見た甲は、動揺していたため、十分に確認することなくこの水鉄砲を真正けん銃であると誤信し、このままではAが射殺されてしまうと思い、とっさに地面に転がっていたこぶし大の石をBの右手首めがけて投げつけた。石はややそれてBの左肩に当たり、Bは左肩に打撲傷を負ったが、その石が跳ね返ってAの顔にも当たり、Aも顔面に打撲傷を負った。

なお、Bは日頃から態度の気に入らなかったAに嫌がらせをした上、謝罪をさせようとして上記の行為に及んだのであり、Aに傷害を与えるつもりすら、まったくなかったという。また、甲はBが持っている物がおもちゃの水鉄砲であるとはまったく気づかなかつたし、石を投げたのは自らが真正けん銃であると思い込んだ水鉄砲をBに手放させるためにしたに過ぎず、その際Bに多少の傷害を負わせるくらいはやむをえないと思っていたという。

甲の罪責を、問題文から具体的事実を示しながら論じなさい。

以上